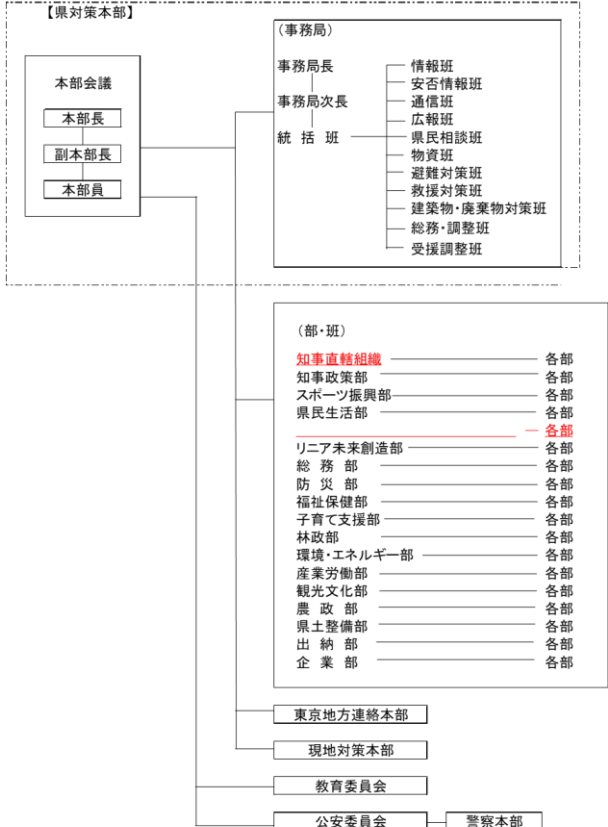
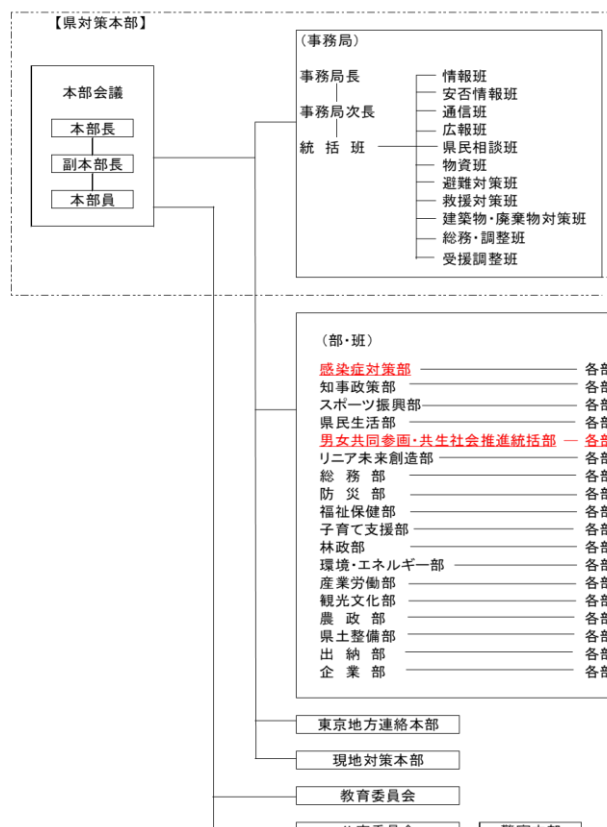


山梨県国民保護計画新旧対照表

修正箇所	旧	新	改正理由
第2編 第1章 第2 5(3)	5 指定公共機関等との連携 (1)・(2) (略) (3) 関係機関との協定の締結等(消費生活安全課、衛生薬務課、環境整備課、治山林道課、商業振興金融課、花き農水産課、県土整備総務課、警察本部) (略)	5 指定公共機関等との連携 (1)・(2) (略) (3) 関係機関との協定の締結等(県民生活安全課、衛生薬務課、環境整備課、治山林道課、産業振興課、食糧花き水産課、県土整備総務課、警察本部) (略)	組織改編のため
第2編 第1章 第2 7	7 ボランティア団体等に対する支援 (県民安全協働課、福祉保健総務課) (略)	7 ボランティア団体等に対する支援 (県民生活総務課、福祉保健総務課) (略)	組織改編のため
第2編 第1章 第4 2(3)	2 警報等の通知に必要な準備 (1)・(2) (略) (3) 市町村に対する支援 (感染症対策グループ、国際戦略グループ、 <u>観光振興課</u> 、福祉保健総務課、健康長寿推進課、障害福祉課、健康増進課、子育て政策課、子ども福祉課、警察本部) (略)	2 警報等の通知に必要な準備 (1)・(2) (略) (3) 市町村に対する支援 (感染症対策グループ、国際戦略グループ、 <u>外国人活躍推進グループ</u> 、観光振興課、福祉保健総務課、健康長寿推進課、障害福祉課、健康増進課、子育て政策課、子ども福祉課、警察本部) (略)	組織改編のため
第2編 第4章 1(1)	1 基本的考え方 (1) 防災のための備蓄との関係(県民安全協働課、衛生薬務課、林業振興課、産業政策課、食糧花き水産課、県土整備総務課) (略)	1 基本的考え方 (1) 防災のための備蓄との関係(県民生活安全課、衛生薬務課、林業振興課、産業政策課、食糧花き水産課、県土整備総務課) (略)	組織改編のため
第2編	1 国民保護措置に関する啓発	1 国民保護措置に関する啓発	

山梨県国民保護計画新旧対照表

修正箇所	旧	新	改正理由
第5章 1(1) 第3編 第2章 1(3)	(1) 啓発の方法（広聴広報グループ、防災危機管理課、国際戦略グループ、<u>観光振興課、障害福祉課</u>）（略） 1 県対策本部の設置 (1)・(2)（略） (3) 県対策本部の組織構成等 ア～キ 略 ク 県対策本部の組織図は、次のとおりとする。 	(1) 啓発の方法（広聴広報グループ、防災危機管理課、国際戦略グループ、<u>外国人活躍推進グループ</u>、観光振興課、障害福祉課）（略） 1 県対策本部の設置 (1)・(2)（略） (3) 県対策本部の組織構成等 ア～キ 略 ク 県対策本部の組織図は、次のとおりとする。 	組 織 改 編 の た め 組 織 改 編 の た め

山梨県国民保護計画新旧対照表

修正箇所	旧	新	改正理由
------	---	---	------

第3編 第2章 1(3)

別表1 【県の各部分掌事務】

部局名	分掌事務
各部共通	・所管施設への警報伝達に関する事。 ・所管施設の被害状況把握に関する事。 ・所管関係団体への警報伝達に関する事。 ・所管関係団体の被害状況把握に関する事。 ・所管業務に関する情報収集、報告に関する事。 ・国民保護措置業務を持たない所属の他班への応援に関する事。 ・国民保護措置に係る他部間の相互応援に関する事。 ・国民保護措置に要した経費の支払、精算に関する事。
<u>知事直轄組織</u> (感染症対策統括官)	・感染症の予防に関する事。 ・生物剤等による汚染拡大防止に関する事。
知事政策部 (知事政策部長)	・政府調査団等の被災視察に関する事。 ・他県への事務の委託手続きに関する事。 ・国民保護に係る広報に関する事。 ・報道機関との連絡調整、放送の要請に関する事。 ・国への要望事項取りまとめに関する事。
スポーツ振興部 (スポーツ振興局長)	・関係団体との連絡調整に関する事。
県民生活部 (県民生活部長)	・人権擁護に関する事。 ・生活関連物資の需給調整に関する事。 ・生活必需物資の調達に関する事。 ・私立学校及び県立大学に関する事。 ・公共交通機関の運行状況の把握、利用者への情報提供に関する事。 ・避難住民の運送に係る鉄道及びバス事業者との連絡調整に関する事。 ・災害ボランティア活動の支援に関する事。

別表1 【県の各部分掌事務】

部局名	分掌事務
各部共通	・所管施設への警報伝達に関する事。 ・所管施設の被害状況把握に関する事。 ・所管関係団体への警報伝達に関する事。 ・所管関係団体の被害状況把握に関する事。 ・所管業務に関する情報収集、報告に関する事。 ・国民保護措置業務を持たない所属の他班への応援に関する事。 ・国民保護措置に係る他部間の相互応援に関する事。 ・国民保護措置に要した経費の支払、精算に関する事。
<u>感染症対策部</u> (感染症対策統括官)	・感染症の予防に関する事。 ・生物剤等による汚染拡大防止に関する事。
知事政策部 (知事政策部長)	・政府調査団等の被災視察に関する事。 ・他県への事務の委託手続きに関する事。 ・国民保護に係る広報に関する事。 ・報道機関との連絡調整、放送の要請に関する事。 ・国への要望事項取りまとめに関する事。
スポーツ振興部 (スポーツ振興局長)	・関係団体との連絡調整に関する事。
県民生活部 (県民生活部長)	・人権擁護に関する事。 ・生活関連物資の需給調整に関する事。 ・生活必需物資の調達に関する事。 ・私立学校及び県立大学に関する事。 ・公共交通機関の運行状況の把握、利用者への情報提供に関する事。 ・避難住民の運送に係る鉄道及びバス事業者との連絡調整に関する事。 ・災害ボランティア活動の支援に関する事。

組織改編のため

山梨県国民保護計画新旧対照表

修正箇所	旧	新	改正理由	
第3編 第2章 1(3)		<u>男女共同参画・共生社会推進統括部</u> <u>(男女共同参画・共生社会推進統括官)</u>	組織改編のため	
	リニア未来創造部 (リニア未来創造局長)	<u>・関係機関との連絡調整に関すること。</u> リニア未来創造部 (リニア未来創造局長)		
	総務部 (総務部長)	・職員の動員、派遣、受入、あっせんに関すること。 ・職員の服務、手当に関すること。 ・職員の安否、補償に関すること。 ・特殊標章等（赤十字標章を除く）の交付、許可に関すること。 ・起債の特例に関すること。 ・国民保護措置関係予算に関すること。 ・庁舎、公有財産の維持、管理に関すること。 ・公用車の管理、運用に関すること。 ・県税の減免、徴収猶予に関すること。 ・市町村の行財政措置の助言に関すること。 ・国民の権利利益救済に係る文書保存に関すること。 ・県議会（臨時議会の招集）に関すること。 ・情報システム及びデータ等の保守、管理に関すること。 総務部 (総務部長)		・関係団体との連絡調整に関すること。 リニア未来創造部 (リニア未来創造局長)
	防災部 (防災局長)	・国民保護対策本部等に関すること。 ・通信の確保に関すること。 ・警報の通知、避難の指示、緊急通報の発令、退避の指示に関すること。 ・自衛隊の派遣要請に関すること。 ・消防機関との連絡調整に関すること。 ・避難物資等の備蓄、整備、点検に関すること。 ・危険物資の保安対策に関すること。 ・ガス及び通信事業者との連絡調整に関すること。 ・国民保護に係る訓練に関すること。 防災部 (防災局長)		・関係団体との連絡調整に関すること。 総務部 (総務部長)

修正箇所	旧	新	改正理由
第3編 第2章 1(3)	以下、省略 (4)～(9) (略)	以下、省略 (4)～(9) (略)	
第3編 第3章 9	9 ボランティア団体等に対する支援（ <u>県民安全協働課</u> 、福祉保健総務課） (略)	9 ボランティア団体等に対する支援（ <u>県民生活総務課</u> 、福祉保健総務課） (略)	組織改編のため
第3編 第5章 3(3)	3 救援の内容 (1)・(2) (略) (3)カ～ケ (略) コ 埋葬及び火葬（国際戦略グループ、_____観光振興課、衛生薬務課） (略)	3 救援の内容 (1)・(2) (略) (3)カ～ケ (略) コ 埋葬及び火葬（国際戦略グループ、 <u>外国人活躍推進グループ</u> 、観光振興課、衛生薬務課） (略)	組織改編のため
第3編 第5章 4	4 医療の要請等（ <u>感染症対策グループ</u> 、_____福祉保健総務課、衛生薬務課、医務課、健康増進課） (1)・(2) (略)	4 医療の要請等（ <u>感染症対策企画グループ</u> 、福祉保健総務課、衛生薬務課、医務課、健康増進課） (1)・(2) (略)	組織改編のため
第3編 第7章 第2 3	3 関係機関との連携（ <u>感染症対策グループ</u> 、_____防災危機管理課、消防保安課、障害福祉課、医務課、衛生薬務課、健康増進課、大気水質保全課） (略)	3 関係機関との連携（ <u>感染症対策企画グループ</u> 、防災危機管理課、消防保安課、障害福祉課、医務課、衛生薬務課、健康増進課、大気水質保全課） (略)	組織改編のため
第3編 第7章	4 汚染原因に応じた対応（ <u>感染症対策グループ</u> 、_____防災危機管理課、消防保安課、衛生薬務課、健康増進課、大気水質保全課）	4 汚染原因に応じた対応（ <u>感染症対策企画グループ</u> 、防災危機管理課、消防保安課、衛生薬務課、健康増進課、大気水質保全課）	組織改編のため

山梨県国民保護計画新旧対照表

修正箇所	旧	新	改正理由
第2 4	(略)	(略)	め
第3編 第9章 1	1 保健衛生の確保 県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。 (1) 保健衛生対策(<u>感染症対策グループ</u>、<u>障害福祉課</u>、医務課、健康増進課) (略) (2) 防疫対策(<u>感染症対策グループ</u>、<u>衛生業務課</u>、畜産課) (略) (3) ・(4) (略)	1 保健衛生の確保 県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。 (1) 保健衛生対策(<u>感染症対策企画グループ</u>、<u>障害福祉課</u>、医務課、健康増進課) (略) (2) 防疫対策(<u>感染症対策企画グループ</u>、<u>衛生業務課</u>、畜産課) (略) (3) ・(4) (略)	組 織 改 編 の た め 組 織 改 編 の た め
第3編 第 1 0 章 1	1 生活関連物資等の価格安定 (<u>県民安全協働課</u>) (略)	1 生活関連物資等の価格安定 (<u>県民生活安全課</u>) (略)	組 織 改 編 の た め